

一般社団法人福岡音楽大学設立の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡音楽大学設立の会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市博多区諸岡3丁目2番7号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽を志す九州沖縄全県及び近隣県の中高生の進路の確保と「芸術の薫り高い街福岡」の実現のため、福岡県内に公立又は私立の音楽大学の設立をめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 音楽大学設立に関する調査及び研究
- (2) 音楽大学設立に向けての広報活動
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の定める手続により入会を申請するものとし、理事会の定めに基づき会長の承認を受けた場合には、当法人に入会することができるものとする。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申込み、会長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会した場合でも、既納の会費等又は賛助会費は返還されないものとする。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費等又は賛助会費を1年間分以上滞納したとき。
- (2) 死亡し又は解散したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

2 前条又は前項の規定により会員資格を喪失した場合、既納の会費等又は賛助会費は返還されないものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費等及び賛助会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (10) その他法令及びこの定款で定める事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の末日から3か月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、正会員各1個とする。

（書面等による議決権の行使）

- 第17条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の議決権を行使した正会員は、社員総会に出席したものとみなす。
 - 3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

（決議）

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決

するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決権は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 前2項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。
- 4 理事又は監事を選任する議案（以下「役員選任議案」という。）を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、前条に定める書面等による議決権の行使の結果、総会開催前に役員選任議案について過半数の賛成が得られており、かつ社員総会において、出席している正会員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

（議事録）

- 第19条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び出席理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

（種類及び定数）

- 第20条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とし、3名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

（選任等）

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事について

も同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって代表理事より会長1名を選定する。
- 3 理事会は、その決議によって前条第2項で選定された代表理事のうち1名を副会長とすることができる。
- 4 副会長及び業務執行理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 5 会長、副会長及び業務執行理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後

においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第37条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第28条 この法人は、一般法人法第111条第1項で規定する役員のパ賠償責任について法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、名誉顧問及び顧問)

第29条 この法人は、名誉会長、名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において選任する。

3 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、名誉顧問及び顧問の職務)

第30条 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (6) 重要な財産の処分及び譲り受けの決定
- (7) 多額の借財の決定
- (8) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (9) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (10) この法人の業務の適性を確保するための体制の整備の決定
- (11) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の解除の締結
- (12) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(招集)

第33条 理事会は会長が招集し、議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 基金

(基金の抛却)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会が別に定める基金の取り扱い規程によるものとする。

(基金抛却者の権利)

第40条 この法人は、第49条による解散のときまで基金をその抛却者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその抛却者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の抛却者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第42条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更

する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。
- 2 この法人は、前項の定時社員総会の終了後、遅滞なく法令の定めるところにより、貸借対照表を公表するものとする。

(剰余金の不分配)

- 第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第47条 この定款は、第18条第2項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

- 第48条 この法人は、第18条第2項に定める社員総会の決議によって他の一般法人法の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第49条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条第2項に定める社員総会の決議によって解散すること

(残余財産の処分)

- 第50条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 名誉会長、名誉顧問及び顧問の名簿
 - (5) 認可等及び登記に関する書類
 - (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (7) 役員等の報酬等に関する規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第13章 雑則

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報によって行う。

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成26年10月10日から施行する。
- 2 この法人の設立年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立年度の事業計画及び予算は、本則第44条の規定にかかわらず、設立時社員が定めるところによる。
- 4 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。

附 則 (平成29年6月20日社員総会決議)

この定款は、平成29年6月20日から施行する。